

議案第 176 号 大阪市児童福祉施設最低基準条例案に対する附帯決議

大阪市児童福祉施設最低基準条例の制定にあたり、保育所の保育室面積を緩和すること及び1歳児の保育士配置基準を国基準とすることは、待機児童の解消を図るという趣旨であるとはいえ、慎重の上にも慎重を期し、以下の点について留意のうえ、取り組まれない。

1. 児童福祉施設最低基準条例の施行にあたっては、保育を受ける児童の健全な成長と、安全の確保を最優先に取り組むこと。
2. 保育所の面積基準を乳幼児1人あたり1.65㎡以上に緩和する措置については、平成27年3月31日までの3年間に限る待機児童解消策の一つとはいえ、第4条2項を基本とすべきであり、導入にあたって安易にこれを用いることなく、保育現場の状況を十分踏まえたものとする。
3. 1歳児の保育士配置基準については、これまで大阪市は、児童5人につき1人としていた基準を、国と同等の児童6人につき1人としているが、児童の安全確保の観点から、平成24年度は従来基準を尊重し、平成25年度以降についても慎重に行うこと。